

令和6年度「鳥取県救急活動プロトコルに係る専門委員会（DNAR 関係）」
における調査検討結果

令和7年2月12日

鳥取県救急搬送高度化推進協議会事務局

- 「鳥取県救急活動プロトコル」において暫定的な取扱いとしている「蘇生を望まない救急患者の取扱いについて」の再検討については、第20回（令和6年度第1回）鳥取県救急搬送高度化推進協議会（R6.5.28開催）において、本協議会運営要領第4条第1項の規定に基づき、「鳥取県救急活動プロトコルに係る専門委員会（DNAR 関係）」を組織し、本件について調査検討を行い、その結果を本協議会に報告することとしたところです。
- この度、専門的な知識、経験を有する委員で構成する専門委員会における検討結果を踏まえ、下記のとおり改正案を取りまとめましたので、御審議をお願いします。

1 「人生の最終段階にあり心肺蘇生等を希望しない意思を示した心肺停止事例に対する救急隊活動プロトコル」（以下「DNAR プロトコル」という。）の策定の概要

（1）改正案要点

- ①救急隊は、「心肺蘇生等に関する医師の指示書」を現場で確認した場合、本指示書を作成したかかりつけ医から指示を受け、心肺蘇生を中止する。
- ②心肺蘇生を中止した救急隊は、傷病者を「現場でかかりつけ医等に引き継ぐ」、「かかりつけ医療機関に搬送し、かかりつけ医に引き継ぐ」又は「かかりつけ医等の現場到着（4時間程度）を確認して家族等に引き継ぐ」という3つのいずれかの引継ぎを行う。
- ③「心肺蘇生等に関する医師の指示書」及び「傷病者不搬送同意書」の様式を作成し、県下で使用する様式の統一を図る。

（2）「DNAR プロトコル」の周知

- ①各地区医師会、関係団体等に、DNAR 時の救急隊の活動手順を周知（医師の指示書等の様式も作成）
- ②かかりつけ医等から本人及びその家族等への説明用チラシを作成

【資料6】DNARに関するチラシ（案）のとおり。（現在、専門委員会委員に意見聴取）

（3）改正内容の詳細

【資料5】鳥取県救急活動プロトコル 新旧対照表 P 7～13 のとおり

2 「DNAR プロトコル」の改正に係る経緯

令和6年7月30日（火）	第1回専門委員会
令和6年11月24日（木）	第2回専門委員会
令和6年12月23日（月）	第3回専門委員会
令和7年1月17日（金）～ 令和7年1月24日（金）	専門委員への最終改正案のメール審議

3 今後のスケジュール（予定）

令和7年2～3月 チラシ印刷

関係機関に鳥取県救急活動プロトコル（DNAR プロトコル含む）の改正通知
別途、各地区医師会、関係団体等に対しては、DNAR プロトコルの周知依頼

4月 鳥取県救急活動プロトコルの改正版（DNAR プロトコル）の運用開始

(参考)「鳥取県救急活動プロトコルに係る専門委員会 (DNAR 関係)」の委員構成

	所属	職名	氏名
1	鳥取大学医学部附属病院高度救命救急センター	センター長	上田 敬博
2	鳥取赤十字病院外科・救急科 (東部医師会代議員)	部長	山代 豊
3	鳥取県東部広域行政管理組合消防局警防課	課長補佐	佐々木 雅人
4	鳥取中部ふるさと広域連合消防局警防課	課長補佐	津村 孝志
5	鳥取県西部広域行政管理組合消防局警防課	救急室長	田代 裕一
6	東部地区メディカルコントロール協議会	会長	池田 光之
7	中部地区メディカルコントロール協議会	会長	山本 敏雄
8	西部地区メディカルコントロール協議会	会長	本間 正人
9	鳥取県老人福祉施設協議会	研修委員長	野村 智恵美
10	鳥取県介護支援専門員連絡協議会	会長	石田 良太
11	鳥取県訪問看護支援センター	所長	鈴木 妙
12	橋本外科医院 (東部地区在宅医療介護連携推進協議会)	院長	橋本 篤徳
13	よだか診療所	院長	前角 衣美
14	中村・川端・山内法律事務所	弁護士	中村 栄治
15	鳥取県警察本部刑事部捜査第一課	検視官室長	小林 将